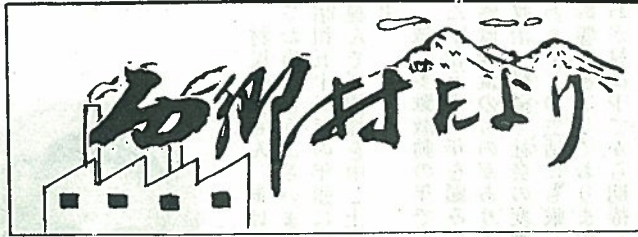




第103号



発行：西郷村企画開発課

印刷所：ワタベ印刷所

西郷村の人口及世帯数

(52.1.1 現在)

世帯数	2,686	(±0)
人口	11,880	(+8)
男	5,893	(+1)
女	5,987	(+7)



あけまして  
おめでとうござい  
ます

赤面山スキー場第2リフト終点より茶臼嶽を望む



雪にめぐまれフル回転のリフト



ゲレンデは色とりどりのスキーウェアで花ざかり

# 年頭のあいさつ

西郷村長 佐藤 帰一



村民の皆さん、あけましておめでとうございます。昭和五十二年の年頭に当り謹んでご挨拶を申し上げます。

誠に多難激動の年であった昭和五十一年を顧みて、感慨無量のものがあります。政治、経済、社会の変動はわれ／＼の生活にも厳しい影響を及ぼしておりますが、わが村は予てから期待している都市近郊型の村として、明るく豊かな村になりますよう、今年に更に一層の努力と精進をしなければなりませんと思ひます。世の中は高度成長時代のように、万事都合よく安易に豊かさを求めることはできません。わが国が置かれている国際的環境、即ち資源、エネルギー

ギーの一事を見ても明らかであります。そこで低成長下におけるわが村の発展策を考えざるを得ない訳であります。

第一に若い人たちに期待する所を申し上げたいと存じます。何時の時代でも英気溍刺として希望に燃える若人は時代をきり開く原動力であります。若い英邁な人達より更に円熟して頂きたい。円熟してなお生氣を失なわず広い視野と大きな心を持って頂きたい。又、社会の一員としての連帯意識を持ちすぐれたものに感動し、発憤する純真さと謙虚さを保ち続けて頂きたい。祖先から受けついで、いろ／＼な物事を、こまやかな心で受

けとめ、大切に扱い、これを実際の生活に生かして行くことは、即ち、歴史と伝統を尊重することであり、村を愛する原点であることを深く銘記して頂きたい。経験だけが偏重される世であつてはなりません。私は若いエネルギーと英知に、大きな期待を抱くものであります。

第二に産業の開発について申し上げたいと思ひます。与えられた条件、与えられた環境を活かしてこそ、農業をはじめあらゆる産業は発展が約束されます。わが国の全ての産業は国際競争の舞台に置かれていて申しても過言ではありません。この中で、農地は整備されなければなりませんし、工場設備もより改善されることと要求されます。流通の分野の方々もより一層の改善が要求されます。その結果が消費の活発化をうながし、商業の皆さんの繁栄にも繋がるものと存じます。

第三に社会福祉と環境整備について申し上げます。この複雑なそして厳しい社会の中で、不幸にして、病気や事故などで苦しい立場に置かれている人々がおります。村に於ては、社会福祉協議会を始めとして一生懸命に、これらの人々を支えようと努力しております。そして、強く生き、早く社会復帰できますよう願つております。然し、社会福祉は制度よりもまず心であります。村民みんなが助け合つて進む美しい社会を築き上げたいものであります。又、お年寄と子供がいき／＼として暮すことのできる村であつてほしいと存じます。

次に、環境の整備は、明るく楽しい生活のため不可欠のものであります。村ではまず第一に、道路の整備を急いでおりますが、そのほか、上下水道、交通安全施設、通信機関、都市計画による区画整理等も大切であります。

第四に教育について申し上げます。乳幼児の保育、教育は、人の一生を支配する大切なものであります。少年期の義務教育も勿論大切であります。これらの前進のため一層の努力をいたしたいと存じます。婦人会、青年会、寿会等の生涯教育は、社会教育の支柱であります。総合運動場の実現化、公民館の整備と、活動の充実に力をそ、がなければなりません。

観光開発、文化財の保護は、村に安らぎと喜びを与えます。皆様とともに力を

そ、ぎたいと存じます。今年、景気が平常化し開発が進む年でありますよう願ひ、共に喜ぶ年となりますよう、議会の皆様をはじめ

村民各位のご協力、ご指導を賜わりながら、一生懸命頑張りますことをお誓い申し上げます。

村議会議長 高木 次郎



村民の皆様、あけましておめでとうございます。昭和五十二年の新春を迎えまして年頭のご挨拶を贈ります。皆様には希望に満ちた新しい年を迎えられ謹んでお慶び申し上げます。

過ぎ去りました昭和五十一年を顧りみますと、暗い出来事のみならず、明るい出来事もありました。即ちあてはまる年でした。即ち中央政界の歪みは連鎖的に地方自治体の首脳部までが裁きの庭に立たされると言

機関に対する国民の信頼を著しく失墜した事は何とも思ひし事と申さねばなりません。この事は私達地方自治に参加する者への大きな警告でありますと共に、深く勉強させられる年でもありました。

又、台風十七号が西日本に及ぼした災害もさる事ながら、東北地方の低温による農作物の被害は我が村もその影響から免がれませんでした。これによる被害農家の所得の減収は後遺症となつて今年に持ち越すことは必至であります。これに

# 村議会報告

## 第四回定例会より

対処するため、村は冷害対策本部を設け被害農家救済に対する政治的、経済的に運動を進めてきました。村議会もこれを取り上げ、共済金の早期支払、経済面の援助、救農土木予算の確保等関係当局に対し、請願、陳情等積極的に行動して参りました。

国の経済不況の波は地方自治体にも大きな影響を及ぼし、我が村も昭和五十一年度の事業執行に支障を来すことを心配しましたが、

文教及び福祉施設を始めと文、主要村道等の整備舗装など五十一年度事業が進行されつつありますことはご存知の通りであります。ここに新しい年を迎えまして、過ぎ去りました年中で得ました経験と反省のもとに、更に健康的明るく住みよい村造りに全力を傾ける覚悟でありますので、皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げますと共に村民各位のご健康ご多幸を祈り年頭のご挨拶と致します。

十二月二十日から二十四日まで、第四回定例会が開かれ、西郷村保育所設置条例など十四件が上程され、いずれも原案どおり可決されました。

### 昭和五十一年度施設四ツ門

黒森線改良工事請負契約について

四ツ門から種畜牧場芝原分場の東側を通り、ファーイストゴルフ場入口に至る

村内外の情勢に鑑み、据置きとしていましたが、現在の一般職の職員との比較上民間の給与との均衡上、アンバランスの面が出てきました。そこで西白河郡町村特別報酬審議会に諮問しました所、答申を得たので答申どおり改正案を提案致しました。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

教育長の給与は今まで一般職の給与に準じて支給するよう規定されておりましたが、今回県下の町村がほぼ統一して、三役の給与の支給に準ずるよう改正致しました。即ち、扶養手当、通勤手当、勤勉手当を廃止して、その代り、本俸を引上げるよう措置しました。

職員等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

人事院勧告にもとづいて一般職の職員の給与は年々人事院勧告にもとづいて民間とのバランスをとって上っていますが、五十年度は職員と、三役の給与は、

村内外の情勢に鑑み、据置きとしていましたが、現在の一般職の職員との比較上民間の給与との均衡上、アンバランスの面が出てきました。そこで西白河郡町村特別報酬審議会に諮問しました所、答申を得たので答申どおり改正案を提案致しました。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

教育長の給与は今まで一般職の給与に準じて支給するよう規定されておりましたが、今回県下の町村がほぼ統一して、三役の給与の支給に準ずるよう改正致しました。即ち、扶養手当、通勤手当、勤勉手当を廃止して、その代り、本俸を引上げるよう措置しました。

職員等の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に全く準じたもので、村としての増減は一切加えておりません。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

この特殊勤務手当という制度は、著しく危険、不快不健康、又は困難な勤務に対する手当で、昭和三十八年以来、税務職員から始まり、逐次各種の勤務が加え

られ、現在では、この制度の趣旨を生かし、実質的に適切に、特殊勤務手当を支給するためには全体的な視野に立って調整を必要とする状態となりましたので、この改正を提案致しました。

西郷村文化財保護条例の一部改正について

文化財保護法の改正により、同法のワク内にとり込まれる物件が拡大しましたので、これに伴い、村の文化財のワクを拡大し、又、文化財調査委員を文化財保護委員として、その任務のワクを拡げるよう改正致しました。

西郷村保育所設置条例の制定について

保育所がほぼ完成し、新年度から業務を開始する運びとなりましたので、法に基く条例の制定を提案いたしました。

西郷村定数条例の一部改正について

保育所設置に伴い所長、保母、給食職員が必要となりましたので職員定数の増加を提案致しました。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

保育所運営委員会の設置に伴い、本条例にこの委員を加えるため、文化財調

査委員を文化財保護委員に改めるため改正致しました。

昭和五十一年度西郷村一般会計補正予算

今回、一千九百七十七万三千円を増額し、予算総額は十六億二千四百九十八万一千円となりました。

これを歳入から申し上げますと、融資農道分担金を約二千万円減額してありますが、これは今年度の融資のワクが決定したための減額です。又、中羽太下新田頭首工災害復旧工事の分担金を計上致しました。

国庫補助金では追原羽鳥線外一改良工事の補助金が一千万三千五百円増額され、原中四ツ門線舗装工事の補助金が二百一十八万八千円減額されました。又、外面川災害復旧工事のため、一千九百五十五万七千円が、国庫補助金として計上されました。

県補助金では、山村地域農林漁業特対事業外各種農業費補助金の調整を行なった結果、一千三百万円程の減額を行ないました。

又、今年度の村債のワクが大体固まってきましたので、今回調整致しまして、一千五百九十九万円の増額を致しました。

次に歳出ですが、今回の特別職及び一般職の給与改定及び年度中の職員の異動に伴う予算の増額と調整を行ないました。これは既に九月に八百五十万円の補助を致しましたので、合計一千六百万円の補正となりました。更に、共済費と退職手当組合の負担金が総体で三百三十万円の増額されました。

事業費としては、交通安全対策のため、九十九万五千円の補正を致しました。又、農業振興の各種事業の調整を行ないました。道路改良、舗装関係では融資農道がほぼ二千万円減額致しまして、追原羽鳥線の増額を計上致しました。

又、災害復旧工事として中羽太・下新田の頭首工事、外面川河川災害復旧工事を計上致しました。その他は年度中途における各種の調整がその主なものです。

昭和五十一年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算

昭和五十一年度西郷村簡易水道事業特別会計補正予算

給与改定による人件費の補正と、年度中途における各種の調整です。

昭和五十一年度西郷村有線放送電話事業特別会計補正予算

人件費の増額ではなく、年度中途における調整を行ないました。

# 僕も私ももつづく一年生

## 小学校新入生名簿でできる

西郷村教育委員会では、  
村内各小学校一年入学児童  
の名簿の作成を急いでおり  
ましたが、この程でしまし  
たのでお知らせします。

この名簿に洩れている方  
又は名前等に誤りがありま  
したときには教育委員会ま  
で至急お知らせ下さい。  
今度の一年生は現在のと  
ころ、総数一四六名となっ  
ています。

(52・1・10 現在)

### ◎熊倉小学校区

#### 大字鶴生

(児童氏名)(保護者名)

添田 誠賢 治  
青山 雅彦 アキ子  
森清子 勝春  
菊地 勇美子 喜  
藤田 幸子 昭男  
遠藤 正二 長吉  
有賀 真也 正一  
菊池 美智子 勝義  
村田 和之 実  
◎大字真船

◎小田倉小学校区  
大字小田倉  
鈴木 良二 捨良 雄  
真船 正行 捨夫  
真船 一正 宏一  
佐藤 義則 義喬  
藤岡 久美子 日出男  
月岡 久美子 日出男  
添田 文子 栄次

斎藤 孝治 正孝 一大  
鈴木 根隆 徳一  
小関 健春 三郎  
君島 進一 春久  
増子 圭一 忠久  
真船 孝幸 吉司  
遠藤 孝幸 昌久  
根本 則美 尚武  
大桃 恵美 尚武  
富樫 良司 尚武  
山智 男子 勝弘  
伊藤 敏男 勝弘  
根本 真由美 日浩  
佐藤 恵美子 日浩  
鈴木 雅晴 貫夫  
富山 美智子 武美  
黒根 尚峰 一郎  
関根 尚峰 一郎  
伊藤 岳宏 一  
佐藤 裕子 芳春  
小川 清勝 西蔵  
緑川 美津子 好一  
大竹 健司 皓允  
鈴木 晴美 皓允  
鈴木 悟志 福徹  
鈴木 邦明 福司  
大木 加代子 梯三郎  
高田 健次 梯三郎  
大越 聖次 梯三郎  
鈴木 弘子 英治  
鈴木 幸子 信治

◎米小学校区  
大字米  
藤田 真一 敏高 雄  
藤田 恵子 文雄  
菊地 健一 文雄  
鴨志田 健一 文雄  
石井 麻里子 政美  
渡辺 和秋 善一  
佐藤 正行 義雄  
橋場 征代 康一  
面根 奈美枝 謙悟  
関川 直樹 順悟  
大藤 仁香 芳美  
斎藤 順一 礼雄  
瀬古 光一 邦治  
阿部 聡治 恵美子  
伊藤 優治 清徳  
相川 子幸 キミエ  
辺見 美幸 キミエ  
清水 智子 田鶴夫  
蓬田 隆太 政義  
仁平 隆太 政義  
野木 香里 宏悦  
鈴木 ひろみ 文夫  
遠藤 正孝 一大

◎羽太小学校区  
大字羽太  
高久 由紀江 美智雄  
鈴木 睦子 清衛  
尾股 文子 文夫  
鈴木 佐江子 文夫  
◎川谷小学校区  
大字真船  
有賀 典之 悌三  
村上 美子 悌三  
秋山 和典 未啓  
斎藤 智英 寿生  
渡辺 健志 仁弥  
八島 皓美 弘之  
加藤 健一 弘之  
石山 留美 昌志  
小沢 留美 昌志  
西岡 留美 昌志  
新井 さとみ 尚孝  
◎白河市立第二小学校区  
大字小田倉  
鈴木 尚仁  
龍崎 尚仁  
鈴木 由美  
鈴木 尚仁  
西村 淳子 三郎

街を自然を美しく  
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

# Smokin' Clean



有賀 源義  
伊藤 真理子 哲  
見目 洋造 忠剛  
三品 洋暖 洋四郎  
湯田 洋子 洋四郎  
穂積 尚也 毅整  
鈴木 克博 毅整

# 冷害対策事業決まる

冷害対策については、村だより一〇一号でお知らせしましたが、村では具体的に次の対策を講じて実施いたします。

## ◆農薬補助について

昭和五十一年九月一日以降に農薬購入、防除したものに補助。

## ◆水稲種子補助について

昭和五十二年産用種子購入（農協から）したものに補助。

## ◆救農土木事業の実施について

救農対策として村内の次の四地区において工事が実施されます。

地区名	事業名	工程	事業量	就労人員
真船第一	ほ場整備	整地工	三・三〇ha	五〇〇人
米	県単土地改良事業	暗渠排水	三・〇〇ha	八五〇人
虫笠	林道開設事業	路面工	二・五〇km	三三〇人
段ノ原	県単林道改良事業	路面改良	二〇〇m	六八〇人



## 忘れずに

### 納めましょう

#### 国民年金の保険料

第四期分の国民年金保険料を納める期間は一月三十一日までです。納め忘れないかどうか、もう一度お調べ下さい。期限までに納めませんと将来年金を受けられなくなる場合があります。年金が受けられないということのないように保険料は納付期限までに必ず納めましょう。

## 国民健康保険が11月中に支払った医療費等の状況

区分	件数	支払額		対前月の増減	11月中に納入された国保税
		円	円		
療養	入院	91	8,639,084	-800,625	円 9,398,610
	入院外	2,157	9,445,248	-530,595	
	歯科	279	989,058	-408,205	
	半	2,527	19,073,390	-1,739,425	
高額療養費	40	948,926	-766,318		
助産費	4	160,000	-120,000		
育児手当金	4	20,000	-15,000		
葬祭費	8	40,000	+15,000		
合計	2,583	20,242,316	-2,625,743		

## 国民年金

### (老令年金) (通算老令年金) の

#### 受給者は現況届を

年金の支払いは、年四回（通算老令年金は年二回）の各支払期月ごとにみなさんが指定した金融機関または郵便局を通じて自動的に行っています。このため、今後も引き続き年金を支払うためにはみなさんの現状を確認しておく必要があります。

この確認を、国民年金の老令年金（通算老令年金）の受給権については、昭和五十二年二月十五日までに国民年金受給者現況届を提出していただくことにより行うことになっていきます。

## あなたは国土利用計画法に違反していませんか！

都市計画区域は五、〇〇〇㎡以上、その他の区域は一〇、〇〇〇㎡以上の土地売買に届出が必要……  
国土利用計画法により、一定規模以上の土地取引をしようとする場合には、必ず、届出ることが必要です。  
国土利用計画法が昭和49年12月24日に施行されまして、土地の取引をしようとする際はあらかじめ、県知事に取引しようとする土地の所在や、利用目的・取引の予定対価の額等を届出し、届出した日から6週間以内は土地取引の契約を締結してはならないこととされています（届出をしないかたは、虚偽の届出をして契約した者は6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金等に処せられます）。

この法律で定められている土地取引の規制は、取引の場所・場合によって異なりますが、大きく「許可制」「届出制」「事前確認制」の3つに分けられます。  
西郷村の場合は、届出制と事前確認制が適用されますがそのしくみは次のようになっています。

【事前確認制】  
一団の土地として届出の面積以上となる住宅地（建売りマンション等を含む）の分譲等をする場合には、これを行うおとす者が、あらかじめ土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、一定の水準価格内にあるとして、法第24条第1項第1号（届出制の勧告基準となる価格）に該当しないことについて、県知事の確認を受け、この確認された価額の範囲内で土地の取引を行う場合に限って届出制の適用除外とすることとしてあります。

【届出制】  
西郷村では、取引しようとする土地の面積が都市計画区域では五、〇〇〇㎡以上、この区域以外の区域では一〇、〇〇〇㎡以上のものについて  
土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は西郷村長を経由して県知事に届出ることと、届出後6週間以内は契約を締結してはならないこととされています。  
更に利用目的が、その地域の土地利用計画に添わないとか、予定対価の額が、その地域の地価の水準に比して高いことがありますと県知事は届出当事者に対して取引の中止や予定対価の変更について勧告等必要な措置をとることとされています。  
【事前確認制】  
一団の土地として届出の面積以上となる住宅地（建売りマンション等を含む）の分譲等をする場合には、これを行うおとす者が、あらかじめ土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、一定の水準価格内にあるとして、法第24条第1項第1号（届出制の勧告基準となる価格）に該当しないことについて、県知事の確認を受け、この確認された価額の範囲内で土地の取引を行う場合に限って届出制の適用除外とすることとしてあります。  
なお、この確認を求める場合は、市町村長を経由して県知事に申請します。  
詳細については西郷村企画開発課まで問い合わせ下さい。

(住民課年金係)

# 文化財たより

## 西郷の中世武士(5)

### 南屋敷と原屋敷④

(4)南屋敷と原屋敷  
中世、下羽太に豪族がいた。南大繕という。南屋敷は現南、北側に那須下風を防ぐ山頂にあつたというが、遺溝もなければ文書も残らない。彼も又、伝説の中で温められてきた武將である。南に大龍寺があるが、いつのころか安良田から移っている。現在地に移動したのは中興開山とされる永祿三年(一五六〇)ごろではないかと推定できる。

また下羽太瀬戸原と熊倉地内(何処かは不明)に原屋敷という地名が残る。通称原(ハラ)という。

原という姓を白河古事考によつて調べてみると、ただ一人原兵部少輔政広の名が残るだけである。(文明十三年鹿島神前連歌一万首興行)。

他に下羽太狸屋敷には嫁塚館があり、嫁塚単人という館主が居たというが、いつの時代のものかは全く解らない。ただ、堀割のような跡が残り、以前に刃のつばが発見されている。

### (5)海老名屋敷と保免津堂面

上羽太に保免津筑前守という館主が居たという。その筑前守建立と伝えられる寺院が今はなき稲生寺であ

る。真言密教系の寺院で、一説には弘仁年間に開基されたと伝承される。この寺院はその昔山裾にあつたというが、後に堂面に移され、廃寺となるまでここに継続した。稲生寺関係の口伝えに天文一五年の火災が報じられているが、このような災害により移転したのであろう。

その他、筑前関係の資料に、彼の乳母を祀つたと伝えられる姥神々社がある。二基の五輪塔が街道に面して立ち、中世の建造物の特徴が顕著である。しかし、時代を公証しえる手掛りはどこにもない。

ただ、館が存在したであろうと推察できる地名が残る。根柄巻という。根柄とは、館をとりまく農兵の一群を指す言葉であるとされ、武士でありながら農耕をして生活を営む一群がそこに存在したことを指差しているのだという。

(終)

## 川柳・俳句

課題「正月」越前六郎選

人 尺八の音色流れる春日和 喜代子

地 正月も稼ぐ因果の靴をはき ユキ子

天 懐かしい声が聞えてくる賀状 秀石

課題「謝まる」 酔石選

人 本心を失言として謝罪する 玲子

地 つまらない意地が謝る はめとなり 栄子

天 十字架を背負い生涯詫言が続け 教恵

兼題 冬田 月光を返すものある冬田かな 千代子

荒びゆくものみな見せてゆく冬田 桃晴

それらの顔もちている冬田かな 周平

山茶花の風にまかれてこぼれおり 京子

ふつつと葉湯たぎり粉吹雪 源次郎

木枯とともに落ちくる滝の音 源内

青立ちの稲刈り残す冬田かな 竜郵

瘤立ちて幹い日当る冬木かな セイ

冬田左右にまわりて特急列車暮る 清二

## 文化財保護条例が改正される!!

昭和五十一年に西郷村保護条例が改正されました。これは国の保護法の改変に伴う改正です。(五十年十月に改正)。今度の新条例でまず変わった点は……

### 《定義》

- ①有形文化財
- ②無形文化財
- ③民俗文化財
- ④記念物
- ⑤伝統的建造物群

南会津大内部落等を目指し、旧来の宿場等を集落ごと保存しようとするもの。

### ⑥埋蔵文化財

文化財の定義に首尾一貫性を持たせ、尚法としての拡充を図っています。

第二の改正目的として今まで野放し状態で破壊されるままであった埋蔵文化財の発掘、あるいは包含地の土木工事についての規制が強調されています。

第三に、以前の保護法に充分な罰則規定(又は法)

がなかったのに対して、今だ不十分であるが、拡充が画られています。

文化財は国民の宝である。生活の中で愛され、育まれ、伝えられてきた文化遺産を保護活用、育成してゆくことは我々一人一人の務めです。

我々も法の改正以上に文化財に対する考えを新たにしなければならぬと考えます。

### 文化財を大切に!



# 折口原新田村の開発 ③

## 文久堀と折口原新田村

出発してから九日目の十日でであった。  
伴右工門はさつそく白河役所を訪ね、次の書付を提出した。

乍恐以書付奉申上候

上市田村

見立人 要右衛門

牛牧村

同断 五兵衛

同断 金 七

下市田村

此度荒地新開打起方御目論見二付罷越、右場所見立御百姓出情相成様精々可致旨ヒ仰渡引 罷出版尤銘々国元二面御百姓渡世仕罷在候得者、土地柄奉承知其上巳後罷越居付候者江ハ、御手当如何ヒ成下置候哉、御仁恵之程国元者江申聞、追面罷越出情為致度心得二面一同罷出候、此段乍恐以書付奉申上候已上

信州御領分引纏人  
文久元酉年六月

出原村庄屋

宮下伴右衛門

白川御役所

(出原・現高森町  
宮下喜志雄氏所有)

伴右工門一行はこうして

一ヶ月余の白河滞在の間に領内各所の地質・水利などこと細かに調査した上、折口原を選び、阿武隈川の水利にいたるまでの細かい計画書を作成、白河役所に提出、市田に帰り同様の計画書に設計地図を添えて報告した。

乍恐以書付御届奉申上候

私共儀白川表二面新開并荒地打起方御目論見御座候付、彼地江罷越候儀ヒ仰付候付、当六月十日出立、道中十泊十一日、同廿日白川表江着仕、右御目論見之所々見分仕、見込之旨奉申上御用相濟候付、当八日白川表出立、内用茂御座候付江戸表江立寄、道中十八泊十九日目只今着仕候、依之御添翰老通并白川表御役所様奉差上候書類、絵図面壹枚相添、此段御届奉申上候以上

文久元酉年

下市田村

牛牧村

上市田村

出原村

(出原)

宮下喜志雄氏所有 (つづく)

おわび 郷土史コーナ―は都合により休刊させていただきます。

### 回想録 陸軍衛生兵の思い出 (16) 佐藤兵治

九月の初めころから昼間のほとんどが廠の医務課で働くようになった私は、警備隊の衛生勤務が夜だけになった。

人々が多くなり大半が天津近辺で暮らしていたと言われる日本人で、兵隊や軍属職員もこの人々と混じり合うごとく入って来る。人間が限られた場所に集結して、敗戦の変革に徹する生活を初めたのだから、あらゆる面に不均衡が起きていたのである。ことに炎夏季の生活の急変が原因してか病人が多く、医務課は自ずから救護病院として重要視されることになった。

九月半ばになると日本軍武装解除のうわさがどこからとなく伝わってきた。このころ、医務課の責任者であった軍医大尉の姿が忽然と消えてしまった。廠内の方々の建物に分散して収容されている日本人の中に混じつたらしい話もあったが、この大尉は再び医務課に姿見せることが無かった。

九月末日に武装解除が行われることになり、その前夜であったが警備隊内務班は時ならぬ緊張振り、班長は歩兵銃について話し、菊の紋章を削り落とす方法とか、念入りに手入れして防蝕用の油を多目に塗ることなど述べ、野夫然としていた召集兵の軍曹は、陸軍有終の美と言う論理を私たちに訴えた。点呼の時だから班の兵隊は全員整列したままその話に聞き入った

が、日ごろの班長と違う班長を私は見た。班に四、五人いた初年兵を理不尽に殴ったりして、敗戦後の軍人精神維持に躍起となっていた大阪弁の一等兵は、手持ちぶさたらしい様子でじろじろ班長の顔を見ていた。

翌朝、私は手入れを済ましておいた帯剣を班付き上等兵に渡した。警備隊に入ってから渡されたものであったが腰に帯びたことはなく、いつも私の整頓棚の下に垂れ下がっていた。

こうして貨物廠内の武器はすべて姿を消した。ある時医務課へ向かう途上、道端にとまっているアメリカ軍のジープを初めて見た。小型の四角張った幌の中には、白色の鉄兜とカーキ色の庇のない戦闘帽などをかぶった桃色の顔が三、四人動いていた。戦争たけなわなころの流行語「鬼畜米英」が脳裏に浮かび、そういう識見に狭い私は恐怖の胸をときめかせながら素早くその場を通り過ぎた。

そうこうしているうちに患者は増える一方で、とうとう私は医務課へ泊り込みの仕事になった。限られた人数では治療や看護に自ずから没頭してしまうのである。外部の状況に疎い生活を続けていくうちに廠内は急変

していた。アメリカ兵に対するどぶ嵐のような恐怖感はおろかなくなった。廠内へアメリカ軍の車輛が出入りしたり肝心な営門はアメリカ兵の立哨によって固められているという事実が、私たちを保護している立場になっていたのである。

廠内には鉄道引き込みの敷設があったため、貨車で送られてくる人々によって広い敷地も混雑を見るようになる。したがって入院室のベット数も不足がちになっていた。

軍属のKさんは、いつも病理試験室でせわし気に働いていた。治療室にいる私を突然呼びにきたので腑に落ちないまま行くと、顕微鏡を覗くよう言ってくれた。きれいな紫色の不可解な物体は長円形に毛が生えている形で毛虫にも見えた。

「つかお話ししたマラリアの原虫ですよ。今度の採血から出たのです。こんなのに血液の中で騒がれては、ねえ……。」

白い上着のよく似合う清潔な感じの彼女は、疲れているらしい目をまたたきながら、そう言って教えてくれたのである。

机上の容器には、採血した小さい物体板(透明板ガラス)が整然とそろえられてあった。

つづく

# 税務署だより

### 還付を受けるための申告 はお早めに

昭和五十一年分の所得税確定申告の期間は、二月十六日から三月十五日までです。

しかし、次のような方で税金を納めすぎている方の確定申告書は、一月から受付けており、早く申告すれば、税金も早く戻ります。

①サラリーマンの方で、雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる人。

②年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。

③株式の配当があったり、特定の寄付金として、配当控除や寄付金控除が受けられる人。

④予定納税をしていたが、休業や廃業で所得が前年より大幅に減った人など。

### 税の相談はお気軽に

今年も贈与税や所得税の申告時期が近づいてきました。贈与税の計算はどのようにするのだろうか。とか「土地を売ったが申告

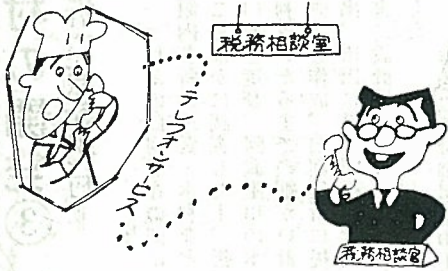
のしかたがわからない。など、税金についての相談が多くなっています。こんなときは、迷わず税務相談室をお気軽にご利用ください。

仙台区税務相談室では、専門の担当者が、納税者のみならずの税金に関する相談や苦情に対して親身になってその解決に当たっています。

相談は、無料・とく名のほか、電話や手紙でも結構です。

仙台区税務相談室  
0222 (21) 30007  
(22) 80066  
(23) 9392

また、税務相談室のほか各税務署でも、相談できますので、お気軽に、ご相談ください。



## 明るい暮しの設計

### 簡易保険加入運動(一月〜三月)

人の生涯には子供の教育、結婚、住宅、老後の生活など幾つものふしがあり、誰もが経験するものです。これらの一つ一つはどれをみても相当な費用を伴いますが、これらにこれらの人生のふしを無事に乗り越すためには、平素から計画的な経済準備が必要です。

現在の社会生活は、各種の事故災害に遭遇する度合いが高く、また、幸い長寿をまっとうするとしても老後の生活に対しては大きな不安があります。こうした不安を解消し、将来にわたって豊かな暮らしをしていくためにも、青壮年のうちから計画的な生活設計を図っておくことが賢明です。

生活設計には、是非、郵便局の「疾病傷害特約付簡易保険」をお勧めします。疾病傷害特約を付けられる簡易保険は定期保険を除いた全種類です。

これらの概略は次のとおりです。

一、無事満期を迎えられたとき

満期保険金と配当金をお支払いします。

二、万一のとき

交通事故、風水害などの思わぬ災害で万一のときは保険の種類によって異なりますが、満期保険金の三倍から十一倍までの保険金(加入後二年以上経過した場合)をお支払いします。また加入後三年以上経過した場合、配当金もお支払いします。

三、ケガをされたとき

思わぬ事故で傷害を受け百八十日以内に身体に障害を生じたときは、その障害の程度に応じて、保険金の一部から十割の範囲内でお支払いします。

四、加入後の病気で二十日以上入院されたとき、又は思わぬ事故災害で被害の日から百八十日以内に入院しその入院日数が五日以上となった場合、入院一日につき特約保険金額の〇・一五を最高に百二十日分お支払いします。(加入後一年を経過する前の疾病による入院保険金は削減されます。)

さらに、入院中に一定の手術を受けられたときには二十日を限度として入院保険金と同額を加算します。

白河郵便局保険課  
(電話) 33304

## 厳寒期の交通事故

### をなくそう

例年一月から二月にかけての厳寒期は積雪や凍結などで路面がすべりやすくなるため、車がスリップして思いもかけない人身事故が起こるおそれがあります。

とくに、この時期は、スキーシーズンにも当たるため、スキー場への往復にマイカーが多く使われることが予想され、スキーなどレジャーに伴う交通事故が増えることも心配されます。

そこで、危険なスリップ事故や追突事故を起こさないよう、また死亡事故に直結しやすい酒酔い運転やスピード違反をしないよう、次の点について十分な注意をしましょう。

- ▼車の点検整備を励行する。
- ▼スピードは常に控え目に。
- ▼スノータイヤかチェーンの用意をする。
- ▼飲酒運転を絶対しないようにする。
- ▼シートベルトを必ず着用する。

## 12月の行事報告

- 1 町村会
- 2 第七回臨時会
- 3 白河地方広域市町村圏組合議会
- 6 保育所運営委員会田島町視察
- 8 林業協会理事会
- 10 市町村交通主管課長会議、月例出納検査、体協役員会、教育委員会、第3回臨時委員会、
- 13 教育長会議
- 14 全国農委会長大会、全国治水砂防促進大会、保育所運営委員会、社協理事會
- 17 学校長会議
- 18 羽太小体育館落成式  
甲子高原スキー場オープン
- 20 消防団長会議、議会第四回定例会(二十四日まで)
- 21 けやき荘クリスマスパーティー
- 23 民俗芸能保存振興市町村連盟第一回総会
- 25 農業委員会・教育長会議
- 27 保育採用試験
- 28 御用納め